平成 25 年８月６日

各　　位

会 社 名　　株 式 会 社 ア イ ネ ッ ト
代 表 者 名　　代表取締役社長　梶本　繁昌
（コード番号　９６００　東証第一部）
問 合 せ 先　　経理・財務部長　松本　将浩
電　　話　　０４５－６８２－０８０１

自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、平成 25 年８月６日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは、情報処理サービス業の一翼を担う企業として、お客様に最適なＩＴサービスの提供を通じ、社会に貢献することを経営の基本方針としております。国内最高水準の安全性やテクノロジーを備えるデータセンターを活用し、システムの企画・構築から運用監視に加え、各種帳票の印刷や封入封緘などの業務アウトソーシング、更には各種クラウドサービスまで、お客様の事業活動に最適なＩＴサービスをワンストップで提供しております。

近年、当社グループが属する情報サービス産業において、リーマンショックや東日本大震災などを契機に、お客様のＩＴ活用形態は「所有する」から、事業の継続性や導入コストの削減を目的としたクラウドサービスやデータセンターの活用といった「利用する」へと大きく変化しております。

この様な市場環境の中、当社グループは市場の変化にいち早く対応し、平成21年６月にクラウドコンピューティングに対応した第２データセンターⅠ期棟(横浜市)を稼働させました。その後、最先端のクラウド技術を活用したサービスを充実させ、順調にデータセンター及びクラウドサービス分野の事業を推進し収益を拡大してまいりました。更なる成長及び長期的な安定成長を実現するため、データセンターを増強するとともに、データセンターサービス及びデータセンター内で稼働するクラウドサービスを強化し、事業運営基盤を更に強固なものにしてまいります。

今回の自己株式の処分による調達資金は、新たなる成長への原動力となる第２データセンターⅡ期棟（横浜市）建設に係る設備投資資金の一部に活用するものであります。本件により、当社グループは経営基盤並びに財務基盤をより強固にし、企業価値の更なる向上を目指してまいります。なお、既存株主の利益を考慮し、自己株式の一部消却を実施いたします。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

１．公募による自己株式の処分（一般募集）

（１）募集株式の種類及び数	当社普通株式　1,500,000株
（２）払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年８月14日(水)から平成25年８月20日(火)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
（３）募集方法	一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
（４）引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
（５）申込期間	処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の２営業日後の日まで。
（６）払込期日	平成25年８月21日(水)から平成25年８月27(火)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の５営業日後の日とする。
（７）申込株数単位	100株

（８）払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　梶本繁昌に一任する。

（９）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）売出株式の種類及び数	当社普通株式　225,000株 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定される。
（２）売出人	野村證券株式会社
（３）売出価格	未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
（４）売出方法	一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から225,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
（５）申込期間	一般募集における申込期間と同一とする。
（６）受渡期日	一般募集における払込期日の翌営業日とする。
（７）申込株数単位	100株

（８）売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　梶本繁昌に一任する。

（９）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

３．第三者割当による自己株式の処分（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）募集株式の種類及び数　当社普通株式　225,000 株

（２）払込金額の決定方法　処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。

（３）割当先　野村證券株式会社

（４）申込期間(申込期日)　平成 25 年９月 10 日(火)

（５）払込期日　平成 25 年９月 11 日(水)

（６）申込株数単位　100 株

（７）上記(４)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。

（８）払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　梶本繁昌に一任する。

（９）上記各号については、本第三者割当による自己株式の発行価額（払込金額）の総額が１億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

４．自己株式の消却

（１）消却する株式の種類　当社普通株式

（２）消却する株式の総数　470,000 株（発行済株式総数の 3.1％相当）

（３）消却予定日　平成 25 年９月 12 日(木)

（注）消却後の当社発行済株式総数は、14,765,840 株となります。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「２．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 225,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、225,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 25 年８月６日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 225,000 株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）を、平成 25 年９月 11 日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 25 年９月４日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

２．今回の一般募集及び本件第三者割当並びに自己株式の消却による自己株式数の推移

現在の自己株式数	2,204,905株	（平成25年８月６日現在）
一般募集による処分株式数	1,500,000株	
本件第三者割当による処分株式数	225,000株	（注）１．
消却株式数	470,000株	（注）２．
処分及び消却後の自己株式数	9,905株	（注）１．

（注）１．前記「３．第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数（処分株式数）の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、処分が行われた場合の数字です。

２．自己株式の消却につきましては、前記「４．自己株式の消却」をご参照ください。

３．調達資金の使途

（１）今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当に係る手取概算額合計上限1,206,952,500円については、平成25年10月末までに全額を第２データセンター(横浜市)の同敷地内に建設中のⅡ期棟の建設資金に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、平成25年８月６日現在（ただし、既支払額については平成25年７月31日現在）以下のとおりとなっております。

当社は、平成24年10月22日開催の取締役会においてデータセンターサービスやクラウドサービスの需要増に対応すべく、現在稼働している第２データセンターの同敷地内にⅡ期棟を建設することを決議いたしました。投資金額は3,022,000千円（既支払額1,586,000千円を建設仮勘定として計上済）、設備の導入時期は平成25年10月であります。当該設備は、主に顧客企業へデータセンターサービスやクラウドサービスを提供する設備であり、情報処理サービスの収益増加に寄与いたします。完成後の増加能力につきましては、収容するコンピュータの種類やサービス形態により変わるため、記載を省略しております。

なお、当該設備の資金につきましては、借入金及び自己株式処分資金にて調達する予定であります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える影響

今回の調達資金を設備投資資金へ充当することにより、当社グループの中長期的な成長の実現と企業価値の向上に資するものと考えております。

４．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

安定的な配当を継続して実施するとともに、内部留保に努めて今後発生する資金需要などの対応を図ることを基本方針としております。

（２）配当決定にあたっての考え方

上記「(１)利益配分に関する基本方針」に記載の方針に基づき、業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案した上で決定いたします。

なお、当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。当社の剰余金の配当の回数は、当社定款に基づき、中間配当及び期末配当の２回を基本としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

（３）内部留保資金の使途

当社グループが注力しておりますデータセンター等の設備増強、新規サービスの開発・提供など今後の事業展開に活用してまいります。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
１株当たり連結当期純利益	16.67 円	45.45 円	67.92 円
１株当たり年間配当金 （内１株当たり中間配当金）	22.00 円 (10.00 円)	20.00 円 (10.00 円)	25.00 円 (12.50 円)
実績連結配当性向	132.0%	44.0%	36.8%
自己資本連結当期純利益率	2.9%	7.6%	10.7%
連結純資産配当率	3.8%	3.3%	3.9%

（注）１．実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

２．自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。

３．連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

４．平成 23 年３月期の１株当たり年間配当金には、創業 40 周年記念配当 2.00 円を含んでおります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

５．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

（３）過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去３年間に行われたエクイティ･ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期	平成 26 年３月期
始　値	474 円	457 円	498 円	701 円
高　値	506 円	515 円	727 円	845 円
安　値	370 円	411 円	468 円	647 円
終　値	461 円	498 円	703 円	777 円
株価収益率	27.7 倍	11.0 倍	10.4 倍	－

（注）１．平成 26 年３月期の株価については、平成 25 年８月５日(月)現在で表示しています。

２．株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

（４）ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である池田典義及び有限会社エヌ・アンド・アイは野村證券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。